

「技能職員の勤務労働条件（労働安全衛生等）について」

（市従港湾支部 本交渉（回答）議事録）

日時：令和5年10月30日（月） 17：00～17：30

場所：大阪港湾局 第1会議室

出席者

（大阪港湾局）

局長、理事、総務部長、人事・港湾再編担当課長、人事・港湾再編担当課長代理、事務局

（大阪市従業員労働組合港湾支部）※以下「市従」と表記

支部長、副支部長、書記長、調査部長、調査担当部長、組織部長、組織担当部長、福祉対策部長、福祉対策担当部長

（局）

- ・ ただいまから、「技能職員の勤務労働条件（労働安全衛生等）について」の交渉申し入れとして、10月11日（水）にお受けしておりました、現業統一闘争に関する要求書のうち、交渉事項に該当する項目につきまして回答いたします。

（局）

- ・ 申し入れの7点目にございました定年延長における高齢期職員の働き方につきまして、労働安全衛生法第62条で中高年齢者等の配慮が定められており、厚生労働省策定のエイジフレンドリーガイドラインで施設・設備・装置等の改善の検討等高齢労働者の安全と健康確保のための措置を講ずるよう示されております。
- ・ 当局といたしましては、先般、安全衛生担当者会議においてエイジフレンドリーガイドラインの趣旨について各課あて周知したところです。引き続き事業主に求められる事項を考慮したうえで、各課の安全衛生委員会等で出された意見を吸い上げるとともに、定年延長に伴う高齢期職員の働き方について労働安全衛生の観点から、各課にヒアリングを実施するなど、各職場の要望を確認し、高齢労働者に配慮した職場づくりに努めてまいります。
- ・ 申し入れの8点目にございました新型コロナウイルスの感染防止対策につきましては、引き続き局として正確な情報収集に努め、積極的に有効な情報を各職場に共有することで、職員、市民・利用者の安全確保を図ってまいりたいと考えております。
- ・ また、今後新たな対応策を講じなければならない事案が生じた場合においても、適時適正な対応を迅速に講じてまいります。
- ・ 次に、9点目の労働安全衛生に関する事項ですが、所属・職場は、事業主として、職場における職員の安全と健康を確保する責務があり、職場の危険因子及び健康障害を排除する等の防止策を講じなければならないことと認識しております。引き続き職員が安心して職務に専念できるよう、制度・法令等を遵守したうえで柔軟に対応いたします。

- ・ 労働安全衛生管理体制の充実・強化につきましては、大阪港湾局安全衛生委員会をはじめ各職場に安全衛生委員会を設置しており、各職場の安全衛生委員会の議事内容は局全体で情報共有できるように庁内ポータル大阪港湾局サイトに掲載しております。また、必要に応じて各職場の安全衛生担当の係長級等を集め、安全衛生担当者会議を開催し、局安全衛生委員会の議事内容の報告や、各現場との意見交換を行うことで、安全衛生に関する更なる情報共有を図っております。また、庁内情報誌「HUMAN」に労働安全衛生についての記事を掲載し、情報発信してまいります。
- ・ この他、本市労働安全コンサルタントを活用した熱中症予防をはじめとする安全衛生に関する各種研修・講習の開催や、本市出張型健康講座の開催、外部講師による職場におけるメンタルヘルスに関する講習や、各種ハラスメントに関する講習、特殊健康診断等を実施しており、これらにつきましては遺漏なきよう行ってまいります。
- ・ また、熱中症予防対策につきましては、総務局作成の熱中症対策取組事例集の各課への周知を行ってまいりました。局全体の対策レベル向上を図ることができるよう、引き続き取り組んでまいります。
- ・ その他、機具機材・装備の購入等に関しましては、作業の効率化を図ることができるものに加え、職員の高齢化を踏まえつつ、様々な対策を考慮しながら、職場で安全に業務を行ううえで必要なものにつきましても柔軟に対応してまいりたいと考えております。
- ・ このような取り組みを継続的に適切な時期に行うよう努めるとともに、所属長をはじめとする職員一人ひとりの安全に対する意識の更なる向上に向けて、引き続き様々な方策を検討しながら、公務災害の発生防止に努めてまいりたいと考えております。
- ・ リスクアセスメントにつきましては、現業職場を対象とした講習会を開催し、各職場においてリスクアセスメントを継続的に実施・検証いただき、その結果に基づくリスクの低減を図る取り組みを行うことが重要と認識しております。当局といたしましても、各課の取り組みの総括等を局内で情報共有するなど、労働災害の防止につなげてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- ・ なお、災害時の対応につきましては、当時の人事室が作成している「災害時における職員の健康管理マニュアル」や「災害対応における基本的な考え方(勤務条件関連等)」に基づき、事中事後で職員に労働災害や心身の不調が発生しないよう、勤務シフト等の設定には十分留意し、規模に応じて柔軟に対応出来るよう努めてまいります。長期間にわたって24時間体制が必要な場合の勤務時間の割り振り変更・勤務シフトの確立や、休日勤務等の勤務労働条件についての諸課題は、一方的な判断をすることなく「大阪市労使関係に関する条例」に基づき、皆様方と誠実に交渉・協議してまいります。
- ・ 次に、10点目にございました業務を行うにあたり必要となる免許・資格等の取得・受講につきましては、局と実態を把握している各職場で連携し、必要な免許の取得や、講習の受講など遺漏のないように対応してまいりたいと考えております。また、新規採用者につきましても、在籍する班の構成等を総合的に勘案し、必要に応じて計画的かつ段階的に資格等の取得をさせてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ・ 次に、11 点目にございました技能職員新規採用者の雇い入れ時安全衛生教育につきましては、各職場の実態把握に努め、必要な措置を講じてまいります。また、技能職員の新規採用者を対象とした研修につきましても、別途、実施に向けた検討を進めてまいります。
- ・ 次に、12 点目にございました被服制度につきましては、永年にわたる創意工夫の積み重ねにより充実・改善されてきたものであり、事務事業の円滑な遂行を図るうえで重要な役割を果たすものと認識しております。
- ・ 被服の貸与につきましては、総務局と市従本部との協議事項となりますが、局として必要に応じて、総務局へ働きかけを行ってまいります。
- ・ また、保護具等につきましては、各職場における環境や業務内容等を精査のうえ、安全性に配慮するとともに、より作業実態に即したものとすべく、品目の変更も踏まえ柔軟な対応をする必要があるものと考えております。
- ・ そのため、局安全衛生委員会の場を通じて、各職場の業務内容毎での作業服・保護具等の使用状況や、試用として新たに購入した保護具等に関する情報の共有を図るとともに、状況に応じた最適な対応・更なる安全作業の確保に向けた各職場間での活発な議論を継続的に実施してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。
- ・ 当局といたしましては今後におきましても、労働安全衛生面に関わる事項等につきまして、事業主の責務として職員の安全と健康の確保を最優先に取り組んでまいりますとともに、各職場と連携して、職場実態に即した適切な運用に努めるべく、皆様方と真摯に協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

(局)

- ・ ただいまの回答に対しまして、質問等がございましたら、お願いいたします。

(市従)

- ・ 項目 9 の安全衛生に関する事項について、所属・職場は、事業主として、職員の安全と健康を確保する責務があるとのことだが、病気休暇・病気休職の取得について、職員の体調をまず最優先に考慮し、事務手続きを優先するあまり職員に身体的・精神的な負担をかけないように改めて求める。
- ・ また、特殊健康診断について、この間実施時期が適切でない。理由と改善策を示していただきたい。
- ・ 熱中症対策について、7 月や8 月の酷暑期のみならず、平均気温の上昇により4 月から10 月の熱中症対策期間すべてにおいて発症のリスクが高まっている。ファン付き作業服導入等対策は一定進められてきているが充分とは言えない。すべての職場で作業環境の実態に応じたこれまで以上の対策強化を求める。
- ・ 次に項目 10 の資格等取得・受講について、市内出張等の対応に各課でバラつきがあると聞いている。まず各課の現状を把握していただきたい。
- ・ 項目 11 の安全衛生教育について、労働安全衛生法第 59 条に基づき、すべての職場で雇

い入れ時安全衛生教育を事業主が実施しなければならない。

- 例えば安全作業マニュアルが各課・各担当にあれば、企画調整担当が配置されていない職場でも実施できるため、各課のマニュアルの有無、更新時期等を確認し、新採用者が実務に就く前に実施できるよう準備を進めるよう求め、職場の活性化の観点からも計画的な人財の育成・研修体制の充実を求めておく。
- 次に項目 12 の被服について、新採用者の配属時に現場実態に見合った貸与ができるよう在庫確認等の事前準備をお願いしておく。

(局)

- 安全衛生に関しましては、引き続き職員が安心して職務に専念できるよう、制度・法令等を遵守したうえで柔軟に対応いたします。
- 特殊健康診断に関しましては、過去に入札額超過や応札者なしによる契約不調等で、当初の予定時期に実施できないことがありました。今後につきましては、できる限り早期の発注を心掛け、事務処理を速やかに行う等適切な時期に実施ができるよう努めてまいります。
- 熱中症対策につきましては、引き続き情報の共有や情報提供を行ってまいります。
- 資格等の取得にかかる市内出張の取り扱いにつきましては、資格等の取得費用を公費で負担しているものであるかどうかにより、取り扱いが変わるものと考えますので、費用負担の対応に差が生じないよう、業務上必要とされる資格にどのようなものがあるか、各課に情報収集を行ってまいります。
- 安全衛生教育につきましては、安全衛生担当者会議等で、各職場の雇入れ時安全衛生教育の実施状況を含め、マニュアルの有無や更新時期等各課の実態を把握し、適切に対応してまいります。また、人財育成や研修体制につきましても、更に充実できるよう、柔軟に対応してまいりたいと考えております。
- 被服制度につきましては、総務局と市従本部との交渉事項ではありますが、引き続き、配属時に新規採用者に被服が必ず貸与できるように局の備蓄分で暫定的に補い、それでも不足が生じる場合は、各職場の在庫を確認させていただき、4月1日から気持ちよく仕事をしていただけるようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(市従)

- 職員の労働安全衛生にかかる責務は局にあるということを常に認識していただき、各取り組みの強化を求める。また病気休暇や休職の手続きに関しては、人間味のある対応を求めておく。

(局)

- その他ご質問等がございましたら、お願いいたします。

(市従)

- 回答にもあったが、高齢期職員の働き方については厚生労働省策定のエイジフレンドリーガイドラインのみならず、他にも多くの資料やリーフレット等がある。各団体より出されている高齢期職員の働き方についての資料もあるため、周知いただき、改善を図る取り組みを進めていただきたい。
- 次に、申し入れ時に言わせていただいたが、業務執行体制の構築については組合員の勤務労働条件に大きく影響を及ぼす可能性があり、また、防災対策や災害対応を含めた持続可能な港湾行政、そして市民、利用者の要望に沿った質の高い公共サービスを提供するための業務執行体制の確立は極めて重要である。業務執行体制を構築するにあたり、局の考え方を聞かせていただきたい。

(局)

- 業務執行体制の構築・職員の配置に関しては、職制自らの判断と責任において行う管理運営事項であるものの、それに伴う職員の労働安全衛生等の勤務労働条件等につきましては交渉事項となりますので、今後も労使間で十分協議を行い、誠意をもって対応させていただきたいと考えております。
- 本市においては、市政のあらゆる面から抜本的な改革を進め、財政再建に向けた取り組みを行っており、市政改革プランにおける「市民サービスの向上」「コスト削減」「スピードアップ」を目指し、令和4年3月策定の「市政改革プラン3.1」において柱の1つとして、効果的・効率的な行財政運営や官民連携の推進に取り組むこととしております。
- しかしながら、直営と請負の単なるコスト比較のみならず、利用者の利便性や地域住民の安全安心のためには、緊急性や即応性が求められる業務もあることから、平成31年3月に策定した「直営事業改革(案)」を基に、この間、各課作業チームにおいて、直営事業の在り方を検証してきたところですが、今後、各課作業チームにおけるこれまでの検討状況や直営事業を取り巻く情勢の変化などを踏まえた更新版を策定するため、現在、同改革案の進捗状況について調査を行っているところです。引き続き、民間事業者の受入体制や業務遂行能力を考慮しつつ、局運営方針や大阪みなとビジョンの方向性も見据えながら各課の作業チームで検証を行い、意見を吸い上げることによって、真に必要な将来体制を確立していきたいと考えております。

(市従)

- 業務執行体制についての考え方が示されたが、私たちの取り巻く状況も踏まえてこちらの認識を示しておく。
- 組合員は、自治体に貢献する現業労働者として市民・利用者ニーズを的確に捉え「より質の高い公共サービスの提供」のため、限られた人員と予算の中で創意工夫を重ね、日夜、現場の最前線で業務にあたっている。
- これまでの組合員が果たしてきた責務や役割をしっかりと受け止め、技術・技能・知識・経験を継承し、市民・利用者サービスの充実と円滑な業務を遂行していくためにも、継

続した採用を行い、業務実態に似合った適正な要員配置に向け、人員確保を行うべきである。

- ・ そのうえで、災害時も含めた必要とされる港湾行政サービスが十分に提供でき、公としての責務を果たすことができる業務執行体制の構築を改めて求めておく。

(局)

- ・ 局といたしましても、職員が高齢化し、市民・利用者サービスの充実、組織の活性化、職員の士気向上、大規模災害時に市民の安心安全を確保するために果たすべき危機管理、技術の継承等が重要であると認識しておりますので、引き続き状況把握に努め、必要に応じて関係所属と連携を図り、さまざまな観点から検討したいと考えております。
- ・ 今後も、市民・利用者サービスの充実に向け、職員の勤務労働条件等の諸課題について、新たな課題が明らかになり協議事項が生じた場合には「大阪市労使関係に関する条例」に基づき、誠実に協議したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(市従)

- ・ 「市政改革」そのものを否定するものではないが、「市政改革」とは、行財政のみに視点をあてた行政運営ではなく、自治体責任として提供すべきサービスと真に求められる防災が一体となった港湾行政の充実・強化につながらなければならないと考えている。
- ・ 「市政改革プラン」の6つの柱には「働き方改革の推進」があり、その中に「働きやすい職場環境づくりの取組」として、「心の健康づくり推進者育成研修等を実施し、職場の安全衛生管理の意識向上に努める」とあり、また、「全ての職員にとって働きやすい職場環境づくりを推進していく」ともある。
- ・ 新規採用が再開し、若い職員が入ってくる。そして、60歳以上の職員は年々多くなる。勤務意欲向上・モチベーションやメンタル等のソフト面、施設・設備や装置・機具機材等のハード面の両面から、全ての職員が65歳まで安全で安心して働き続けられる職場環境づくりの取り組みを局全体で進めるよう求めておく。

(局)

- ・ その他ご質問等がございましたら、お願いいたします。

(市従)

- ・ 直営事業改革案の更新版の策定を行うとしているが、何をどのように改革したいのか。案を策定するのであれば、その目的を明確に記載したものにしていただきたい。また、支部としてはただ人数を減らすだけが改革ではないと考えている。人数を減らしてほしくないことは前提として、減らすとしても、それは勤務労働条件の変更であると思っているため、対話と調和の中での人数減を行っていただきたい。
- ・ 2023 現業統一闘争について、市従本部にしても全国的に山場が10月19日で、20日が統一基準日と設定してある。港湾支部としては、局長が出席可能な日程である30日に

設定した。

- 全国的に現業職場の職員数は減りつつある中でも、今年度も 800 人程度の採用が行われている。現業職場が重要であるとの認識が全国的に広がっていることも踏まえ、継続的な要員の確保をお願いしたい。
- 何か問題が生じた場合協議を行うことを確認したうえで、この回答を了承する。

(局)

- 最後に局長からご挨拶を申し上げます。

(局)

- 本日は「技能職員にかかる勤務労働条件（労働安全衛生等）について」の申し入れ事項のうち、交渉事項につきまして、当局より回答いたしました。
- 技能職員の皆様には、本市における港湾行政サービスの担い手として大変重要な役割を果たしていただいていると十分に認識しているところであり、この場をお借りして改めて厚く御礼申し上げます。
- 特に台風をはじめとする自然災害が発生した際には、現場を熟知した皆様方の技術・技能、知識や経験が必要と考えておりますので、引き続きよろしくご協力をお願いします。
- 今回申し入れのございました勤務労働条件（労働安全衛生等）につきまして、安全と健康を確保する責務として各種取り組みを立案しておりますが、立案するだけでなく、現場で実践することで成り立っているものと考えております。今年度におきましては、現時点で 2 件の公務災害申請事案が発生しておりますが、再発防止策を講じ、所属長として本来 0 件を目指すべきものであり、引き続き、皆様方のご協力をいただきますようよろしくお願いいたします。
- 大阪港湾局の将来の直営体制につきましては、平成 31 年 3 月に当局で定めた方向性を基に各職場で議論・検討を行い、民間事業者への一部業務委託化や業務執行体制の一部見直しを実施してまいりました。今年度においては、直営事業改革案の更新版の策定に向け、現在直営事業の将来体制について各職場の状況調査を行っているところですが、港を維持していく為に培ってきた技術やノウハウは非常に貴重なものであるといった認識は変わっておりません。限られた職員数で、かつ年々高齢化していく中、現在の業務執行体制の充実・強化と、これまで培ってきた技術やノウハウが途絶えないよう、将来的な採用を含め、今後も「直営事業改革プロジェクトチーム」において直営事業の将来体制について議論を続けてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- また、技能職員の採用につきまして、来年度は 4 名程度の新規採用を予定しております。今後も引き続き、その必要性を総務局に働きかけてまいりますので、よろしくお願いいたします。
- 当局といたしましては、職制としての責任を果たすとともに、勤務労働条件にかかる交渉事項が発生した場合におきましては、皆様方と誠実に協議してまいりたいと考えてお

りますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

(局)

- 本日の交渉につきましては、以上をもちまして終了いたします。